

春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計条例等の一部を改正する条例

(春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計条例の一部改正)

第1条 春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、<u>春日部都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計を設置する。</p>	<p>春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、<u>庄和都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計を設置する。</p>

(春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業減債基金条例の一部改正)

第2条 春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業減債基金条例（平成17年条例第69号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業減債基金条例 (設置)</p> <p>第1条 土地区画整理事業債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる<u>春日部都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計の健全な財政運営に資するため、<u>春日部都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業減債基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て)</p> <p>第2条 每年度基金として積み立てる額は、当該年度の<u>春日部都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算で定める額とす</p>	<p>春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業減債基金条例 (設置)</p> <p>第1条 土地区画整理事業債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる<u>庄和都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計の健全な財政運営に資するため、<u>庄和都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業減債基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て)</p> <p>第2条 每年度基金として積み立てる額は、当該年度の<u>庄和都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算で定める額とす</p>

<p>する。</p> <p>(運用収益)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>春日部都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(運用収益)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>庄和都市計画事業</u>西金野井第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>
---	---

(春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 春日部市庄和都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成17年条例第145号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<u>春日部都市計画事業</u> 西金野井第二土地区画整理事業施行規程 (事業の名称)	<u>春日部市庄和都市計画事業</u> 西金野井第二土地区画整理事業施行規程 (事業の名称)
第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称は、 <u>春日部都市計画事業</u> 西金野井第二土地区画整理事業という。 (事務所の所在地)	第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称は、 <u>庄和都市計画事業</u> 西金野井第二土地区画整理事業という。 (事務所の所在地)
第5条 事業の事務所は、春日部市 <u>金崎839番地1</u> に置く。 (土地区画整理審議会の設置)	第5条 事業の事務所は、春日部市 <u>西金野井656番地1</u> に置く。 (土地区画整理審議会の設置)
第9条 事業を施行するため、 <u>春日部都市計画事業</u> 西金野井第二土地区画整理事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。	第9条 事業を施行するため、 <u>庄和都市計画事業</u> 西金野井第二土地区画整理事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。